

大阪・関西万博を見据えた水上交通観光圏形成に係るツアー造成委託業務 仕 様 書

1 委託業務名

大阪・関西万博を見据えた水上交通観光圏形成に係るツアー造成業務

2 業務期間

契約締結の日から令和6年3月29日まで

3 趣旨・目的

2025年は、大阪湾の人工島である夢洲にて日本国際博覧会（以下、「万博」という）が「海の万博」として開催されるとともに、アートの島として人気の高い香川県の直島を中心とした瀬戸内国際芸術祭（以下、「瀬戸芸」という）が同時に開催される年である。

大阪と四国の結節点である兵庫県の地の利を活かし、瀬戸内・関西大交流圏構想の実現に向け、万博と瀬戸芸に訪れる高付加価値旅行層をターゲットに、クルーズ船を活用し、万博会場から兵庫県へ誘客のうえ県内を周遊した後、チャーターヘリを活用し、兵庫県から直島へとつなぐ高付加価値なツアーを提案する。

[補足]

本事業は兵庫県、大阪府両副知事を幹事とする「兵庫・大阪連携会議」の「広域海上観光圏形成ワーキンググループ」事業の一環であり、大阪湾を舞台に、新たな海上コンテンツを造成することを目的としたものである。

4 ターゲット

高付加価値旅行層

- ・ 着地消費額 100 万円以上／人
- ・ 知的好奇心や探究心が強く、旅行による様々な体験を通じて地域の伝統・文化、自然等に触れることで、自身の知識を深め、インスピレーションを得られることを重視する層

（観光庁「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりに向けたアクションプラン」令和4年5月より）

5 業務の内容

(1) インバウンド向けツアーの造成

万博及び瀬戸芸に会場する高付加価値旅行層向けツアーを1本造成すること。

- ① 全体を貫くテーマ及びストーリーを設定すること。テーマ及びストーリーは、ターゲットが誰かに自慢したくなるような特別感があり、かつ、サスティナブル、兵庫県が推進する兵庫テロワール旅、フィールドパビリオンを意識したものとすること。

- ② クルーズ船による「大阪府内～兵庫県内」及び「兵庫県内～兵庫県内」のルートでの移動を含めること。なお、クルーズ船は観光本部が提案するものを使用すること。
- ③ 「兵庫県内～直島」のルートでの移動を含めること。なお、チャーターヘリなど販売に繋がるよう効率的な移動方法を提案すること。
- ④ その他クルーズ船及びチャーターヘリを活用した海と空の新たな魅力を提案すること。
- ⑤ クルーズ船及びチャーターヘリを最大限活用すること。陸上移動においてもストレスを感じないようシームレスな移動とすること。
- ⑥ 兵庫県内五国の現地コンテンツをなるべく活用すること。
- ⑦ ツアーは3泊4日を想定し、うち2泊は兵庫県内の宿泊とすること。
- ⑧ 使用するクルーズ船及びヘリ並びにその他の必要な移動手段については、運航に必要な一切の手配を行うこと。
- ⑨ 原則通訳案内士の資格を保有するガイドが同行するプランとすること。ただし、全行程に同ガイドが同行しなくても構わない。
- ⑩ 万博及び瀬戸芸とのセット販売を想定すること。

(2) ファムトリップの実施

以下のファムトリップを実施すること。

対象者	高付加価値旅行層旅行専門(※)の担当者 計1～2社程度 ※高付加価値旅行層コンソーシアム加盟の旅行会社など
催行回数	1回以上
催行時期	提案による。
催行期間	3泊4日を想定
内容	(1)で造成したインバウンド向けツアー全体を視察
移動方法	ハイヤーなどの貸切車に加え、チャーターヘリ及びクルーズの移動も含むこと。

- ① ファムトリップの企画、ファムトリップ当日の進行・管理・運営、参加する旅行会社の募集・選定・プロフィールの作成とりまとめ・リストの作成、訪問先となる観光関連事業者との調整等、ファムトリップを円滑に進めるための一切の手配及び運営を行うこと。
- ② 全体管理及び実施記録(視察内容、写真画像含む。)の作成を行うこと。
- ③ 留意事項
 - ・ 招聘実施にあたり、国内移動、兵庫県内移動、宿泊、飲食、観光入場・体験、添乗員、資料準備、飲料水等、必要な一切の準備を行うこと(招聘者及び添乗員の飲食に係る経費は委託費には含めない)。
 - ・ 観光本部の職員(2～3名)の同行にかかる手配を行うこと(同行にかかる経費は委託費に含めない)。

- ・ 被招聘者全員に対するアンケートを実施し、集計・分析を行うこと。なお、設問の内容については、観光本部と十分に協議した上で決定すること。
- ・ ファムトリップ終了後、被招聘者に随時連絡を取り、販売状況について、把握し、観光本部に報告すること。
- ・ ファムトリップ中の様子を撮影し、今回造成した旅行商品のプロモーションに使用できる写真データとして納入すること。
- ・ ファムトリップ期間中における怪我・事故等に対応する保険に加入するなど、被招聘者及び観光本部同行職員の安全確保に努めること。その上で、行程中に生じる怪我や物損等についての被招聘者及び観光本部同行職員の個人責任の範囲について、被招聘者及び観光本部同行職員に対しあらかじめ説明し、同意を得ておくこと。

(3) 旅行商品の宣伝商材の制作

① ツアーパンフレット及びタリフの制作

(1) で造成したツアーについて、招聘旅行会社の意見等をもとに磨き上げを行い、ツアーパンフレット及びタリフを制作すること。高付加価値旅行層に響く、特別感のある、兵庫県ならではの地域の特色を活かしたプレミアムな旅行商品であることが分かるように工夫すること。デザインについては、別途提供する観光本部が令和4年度に作成したツアーパンフレット及びタリフを参考にし、観光本部の意見を聴取のうえ、決定すること。

ア) ツアーパンフレット及びタリフ構成

以下の内容を含めること。

- ・ 日本及び関西における兵庫県の位置
- ・ 全体コンセプト及びストーリー説明
- ・ ツアー全容及び各日の行程
- ・ 下記項目

【タリフ項目例】

体験名、催行期間、概要、スケジュール、料金（税込）、料金に含むもの（含まないもの）、旅行会社経由の場合の手数料の有無と詳細、任意オプション、集合場所（名称、住所、アクセス方法、駐車場情報）、送迎の有無、送迎場所（名称、住所）、開催場所名称、集合時間、送迎時間、体験開始時間、催行可能人数、申込可能人数、参加対象年齢（同伴・同意の別）、予約受付時間、所要時間、体験時間、当日の服装や持ち物等、健康的参加条件、身体的参加条件、その他補足・注意事項、ものづくり（れるもの、個数、受け取り方法）、インバウンド受け入れの可否(条件)等

イ) 言語

英語及び中国語繁体字とする。

ウ) 校正

2回以上実施すること。

②プロモーション動画の制作

(1) で作成したツアーについて、委託者及び受託者が商談等で使用することを想定し、長尺動画及びテーマ別の短尺動画を制作すること。

プロモーション動画の制作手法について、下記の事項を含めて提案すること。

- ・動画の長さ及び本数
- ・動画の構成（絵コンテにより提案すること）
- ・ナレーション及びテロップの使用
- ・モデル活用の有無
- ・動画を活用した効果的なプロモーション方法（自社サイトを活用した情報発信など）

【制作にあたっての留意事項】

- ・長尺動画について、i) ツアータイトル、ii) 日本及び関西における兵庫県の位置、iii) ストーリー説明、iv) ツアーのイメージカットは必ず含めること。
- ・短尺動画について、i) 移動、ii) 食事、iii) 体験及び宿泊の3つのテーマは必ず含めること。
- ・①と同様に高付加価値旅行層に響く、特別感のある、兵庫県ならではの地域の特色を活かしたプレミアムな旅行商品であることが分かるように工夫すること。
- ・ナレーション及びテロップを使用する場合は、言語は英語及び中国語繁体字とする。
- ・校正2回以上実施する。

③ガイドシナリオの制作

(1) で作成したツアーの各コンテンツについて、そのルーツや背景を学ぶとともに、インバウンド高付加価値旅行者に対して伝えるべきポイントを理解できるガイドシナリオを制作すること。

シナリオは日本語で制作すること。ただし、インバウンド高付加価値旅行者に対して伝えるべきキーフレーズなどは英語及び中国語繁体字で記載すること。

(4) 商品販売WEBサイトへの掲載及び販売

(3) で制作した宣伝商材を活用し、現地の旅行会社向け商品販売WEBサイトに掲載することにより、効果的な発信・セールスを行うこと。WEBサイト掲載後のツアー商品の販売期間及び販売実績の報告方法について、提案を行うこと。

(5) 課題の洗い出し、対応策の提案

今後、兵庫県で万博を見据えたコロナ後のクルーズ船、チャーターヘリを活用した高付加価値旅行層に向けた旅行商品を来年度以降増やしていくにあたっての課題の洗い出し、対応策の提案を行うこと。

6 成果物の提出

(1) ツアーパンフレット及びタリフ

納品は、紙媒体1部及び編集可能なデータ形式とすること。

(2) プロモーション動画

データサイズに適したメディアで納品すること。

【留意事項】

- ・ 動画の縦横比は16：9とすること。
- ・ 納品物にはそれぞれタイトル等を印字すること。
- ・ 業務実施による成果物は、全て委託者の権利に属するものとする。
- ・ BGM等の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用し、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合の手続きは受託者にて行うこと。
- ・ 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続きは受託者にて行うこと。
- ・ 本紙に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底の上、業務遂行に当たること。

(3) ガイドシナリオ

納品は、紙媒体1部及び編集可能なデータ形式とすること。

(4) 実績報告書

受託者は、本事業が終了したとき、業務の実施期間、実施した業務の一覧等を記載した「実績報告書」を提出すること。

(5) 提出場所

公益社団法人ひょうご観光本部

(〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県庁1号館7階)

(6) 提出期限

令和6年3月29日

7 委託料の上限額

委託料の上限額は、9,000千円(消費税及び地方消費税を含む)とし、委託料には業務実施に係る全ての費用を含むものとする。

8 事業実施上の留意点

(1) 特記事項

- ① 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、こ

れを遵守し、遺漏のないようにすること。

- ② 業務担当者は、訪日高付加価値旅行者及び兵庫県の観光資源に係る基礎的な知識を有する者を起用すること。
 - ③ 随時スケジュールを共有し、進行管理を徹底すること。
 - ④ 委託者の指示に従い、すみやかに必要な対応を行うこと。
 - ⑤ 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (2) 委託事業に要する画像等
- 委託者が提供する画像等を除き、使用する画像等について、本事業の主旨や活用方法・期間・掲載場所などを必ず説明の上、関係団体に著作権、肖像権の使用許諾の確認を行うこと。

9 著作権等の権利関係

(1) 著作権等の取扱い

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いを、以下のとおり定める。

- ① 本業務において制作された成果物の著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利）は、契約期間に関わらず、委託者に帰属する。
- ② 委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第2号第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- ③ 委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

(2) 二次利用

本業務の成果物の所有権、著作権、利用権は、委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の成果物を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。

出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続は受託者にて行うこと。

10 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

11 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

12 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

13 委託契約の締結

- (1) 契約に関する事務は委託者で行う。
- (2) 委託者は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
- (3) 契約条項は、委託者において示す。
- (4) 契約の相手方となる事業者等は、契約金額が200万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の10分の1の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。

14 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- (2) 上記(1)により契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

15 委託料の支払い

委託料の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

16 適正な事業執行に係る留意事項

事業者等は、本事業が委託者との契約に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。

17 その他

受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。